

令和2年度 第1回 福岡県地域医療構想調整会議

開催日：令和3年1月29日(金) 18:00～

Web開催

会議次第

議事

- (1) 地域医療構想の現状について
- (2) 病床機能分化連携推進部会の設置及び運営に関する要領の改正について
- (3) 病床機能等の変更に関する報告書等の様式の改正について
- (4) 回復期への転換に係る優先的取扱いについて
- (5) 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証の取組について
- (6) その他

<綴込資料>

- (1) 福岡県地域医療構想調整会議名簿
- (2) 福岡県地域医療構想調整会議設置要綱

<議事資料>

- 資料 1 地域医療構想の現状について
- 資料 2 病床機能分化連携推進部会の設置及び運営に関する要領の改正について
- 資料 3 病床機能等の変更に関する報告書等の様式の改正について
- 資料 4 回復期への転換に係る優先的取扱いについて

<非公開資料>

- 資料 5 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証の取組について

福岡県地域医療構想調整会議 委員名簿

(R3.1.29現在)

	所属名	役職名	委員名	ふりがな	出欠	備考
1	福岡県医師会 (大牟田保養院)	副会長 (院長)	蓮澤 浩明	はすざわ ひろあき	○	
2	福岡県医師会 (堤小倉病院)	副会長 (院長)	堤 康博	つつみ やすひろ	○	
3	福岡県医師会 (原鶴温泉病院)	常任理事 (院長)	戸次 鎮史	べっき しげふみ	○	
4	福岡県歯科医師会	専務理事	川端 貴美子	かわばた きみこ	○	
5	福岡県薬剤師会	副会長	三浦 公則	みうら きみのり	○	
6	福岡県看護協会	専務理事	石橋 薫	いしばし かおる	○	代理: 掛川 秋美 常任理事
7	福岡県病院協会 (九州大学病院)	会長 (病院長)	赤司 浩一	あかし こういち	○	
8	福岡県私設病院協会 (さくら病院)	会長 (院長)	江頭 啓介	えがしら けいすけ	○	
9	全国自治体病院協議会福岡県支部 (芦屋中央病院)	支部長 (院長)	櫻井 俊弘	さくらい としひろ	○	
10	福岡県精神科病院協会 (三池病院)	会長 (院長)	富松 愈	とみまつ まさる	○	
11	福岡県有床診療所協議会 (鹿子生整形外科医院)	顧問 (院長)	鹿子生 健一	かこう けんいち	○	
12	福岡県医療法人協会 (杉循環器内科病院)	副会長 (院長)	杉 健三	すぎ けんぞう	○	
13	福岡県保険者協議会	会長	小山 英嗣	こやま えいじ	×	

福岡県地域医療構想調整会議設置要綱

制定 平成29年10月 1日

(設置)

第1条 地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の推進に関し、必要な事項を協議するため、福岡県地域医療構想調整会議（以下「県調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 県調整会議は、次の事項について協議する。

- 一 地域医療構想を推進するにあたり、複数又は全ての構想区域（同号に規定する「構想区域」をいう。以下同じ。）間において、調整が必要な事項
- 二 その他地域医療構想の推進に関し必要な事項

(委員)

第3条 県調整会議は、委員13人以内で構成する。

- 2 委員は、次に掲げる者の中から知事が任命する。
 - 一 医療関係者
 - 二 医療保険者
 - 三 その他地域医療構想の推進に関し必要な者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 県調整会議に議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第6条 県調整会議の招集は、必要に応じ、県が行う。

- 2 議長は、委員の代理を認めることができる。
- 3 県調整会議は、専門的事項その他地域医療構想の推進に関し必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 県調整会議の庶務は、保健医療介護部医療指導課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月 1日から施行する。